令 和 7 年

第 3 回定例会議案

北 海 道 恵 庭 市

報告第１号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　案件名

令和７年６月５日午後５時５０分頃に発生した、恵明中学校グラウンドにおいて部活動中の野球部生徒の打球が信号待ちで停車中の自動車にあたり、当該自動車の右側フロントサイドバイザーを破損させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

２　和解の相手方

（住所）[redacted]

（氏名）[redacted]

３　和解の要旨

自動車の右側フロントサイドバイザーを破損させた事故について、市は、その原因が学校業務遂行上の過失にあったものと認め、その損害を賠償する。

４　損害賠償の額

修理費　８，６９０円

５　専決処分年月日

令和７年７月２２日

報告第２号

令和７年度恵庭市健全化判断比率（令和６年度決算）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、監査委員の審査意見を付し、健全化判断比率を次のとおり報告する。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和７年度（令和６年度決算）	－	－	７．７	－
早期健全化基準	１２．６７	１７．６７	２５．０	３５０．０
財政再生基準	２０．００	３０．００	３５．０	

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

報告第３号

令和７年度恵庭市公営企業の資金不足比率（令和６年度決算）について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、監査委員の審査意見を付し、資金不足比率を次のとおり報告する。

１．恵庭市水道事業会計

（単位：％）

	資金不足比率
令和７年度（令和６年度決算）	－
経営健全化基準	２０．００

２．恵庭市下水道事業会計

（単位：％）

	資金不足比率
令和７年度（令和６年度決算）	－
経営健全化基準	２０．００

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

議案第１号

恵庭市功労者の表彰について

恵庭市功労者等表彰条例（昭和５５年条例第１７号）第５条の規定により、恵庭市功労者として次のとおり表彰したいので同意を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

〔氏　　名〕　新　名　孝　信

〔住　　所〕　恵庭市[redacted]

〔生年月日〕　[redacted]

〔氏　　名〕　中　島　一　雄

〔住　　所〕　恵庭市[redacted]

〔生年月日〕　[redacted]

参考資料

功 労 者 被 表 彰 者 名 簿

[基準日]令和7年8月1日

氏　　名 住　　所	生年月日 年　　齢	主　な　事　績
新 名 孝 信 恵庭市[redacted]	[redacted] [redacted]	[地方自治] 固定資産評価審査委員会委員として15年、公営企業経営審議会委員として8年（換算年数5年5か月）に亘り従事され、地方自治の振興と発展に功労されました。
中 島 一 雄 恵庭市[redacted]	[redacted] [redacted]	[地方自治] 消防団員として50年に亘り従事され、地方自治の振興と発展に功労されました。

議案第２号

恵庭市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、恵庭市教育委員会委員を次のとおり任命したいので同意を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

〔氏　　名〕　土　谷　秀　樹

〔住　　所〕　恵庭市[redacted]

〔生年月日〕　[redacted]

参考資料

教育委員会委員の任命

退任となる委員

氏　　名	土　谷　秀　樹	生年月日	[redacted]
住　　所	[redacted]		
任　　期	自　令和３年１０月１日　～　至　令和７年９月３０日		
退任事由	任期満了		

任命する委員（再任）

氏　　名	土　谷　秀　樹	生年月日	[redacted]
住　　所	[redacted]		
任　　期	自　令和７年１０月１日　～　至　令和１１年９月３０日		
最終学歴	[redacted]		

＜公職歴＞

平成　８年　４月 ～ 平成１０年　４月　総合計画審議会委員
平成　８年　５月 ～ 平成１０年　５月　水と緑のまちづくり審議会委員
平成１７年　７月 ～ 平成２０年　９月　青少年問題協議会委員
平成２０年１０月 ～ 現在　教育委員会委員
平成２６年　７月 ～ 現在　都市計画審議会委員
平成２６年１２月 ～ 平成２８年　３月　総合計画審議会委員
令和　元年　９月 ～ 現在　空家等対策協議会委員
令和　２年　４月 ～ 現在　空家等対策審議会委員
令和　２年　６月 ～ 令和　４年　６月　総合計画審議会委員
令和　４年１０月　特別職報酬等審議会委員
令和　５年　３月 ～ 現在　防災会議委員
令和　５年　３月 ～ 現在　国民保護協議会委員
令和　５年　４月 ～ 現在　交通安全運動推進委員会役員
令和　５年１０月　特別職報酬等審議会委員
令和　６年１０月　特別職報酬等審議会委員
令和　７年　１月 ～ 現在　総合計画審議会委員

根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項
委員数	４人
任期	４年（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。）
資格要件	委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
禁止事項等	教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に１を加えた数の２分の１以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

議案第３号

恵庭市職員の育児休業等に関する条例及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

恵庭市職員の育児休業等に関する条例及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市職員の育児休業等に関する条例及び恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第１条　恵庭市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第18条　（略） （部分休業をすることができない職員） 第19条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　（略） (2)　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以	第１条～第18条　（略） （部分休業をすることができない職員） 第19条　育児休業法第19条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)　（略） (2)　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を

現行	改正案
下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)	除く。次条において同じ。)
(部分休業の承認) 第20条　部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	(第1号部分休業の承認) 第20条　育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。
2　労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2　労働基準法第67条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3　非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。	3　非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。
	(第2号部分休業の承認) 第20条の2　育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定す

現行	改正案
	る部分休業(以下「第 2 号部分休業」という。)の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。 (1)　1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 (2)　第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 (育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間) 第 20 条の 3　育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。 (育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第 20 条の 4　育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1)　非常勤職員以外の職員　77 時間 30 分 (2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間 (育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情) 第 20 条の 5　育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測す

現行	改正案
	ることができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第 21 条　職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第 11 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、職員の給与に関する条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条　職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第 11 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、職員の給与に関する条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して支給する。
(部分休業の承認の取消事由) 第 22 条　第 14 条の規定は、部分休業について準用する。	(部分休業の承認の取消事由) 第22条　育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。
第 23 条～第 25 条　(略)	第 23 条～第 25 条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第２条　恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条・第 2 条　(略)	第 1 条・第 2 条　(略)
(週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条　(略) 2・3　(略) 4　任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を	(週休日及び勤務時間の割振り) 第 3 条　(略) 2・3　(略) 4　任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第 1 項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を

現行	改正案
割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1)　子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2第1項及び第2項並びに第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。以下第15条第1項及び第17条の2第1項において同じ。)の介護をする職員であって、規則で定めるもの (2)　(略) 第4条～第17条　(略)	割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。 (1)　子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第8条の2第1項及び第2項並びに第8条の3第1項から第3項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。以下第15条第1項及び第17条の3第1項において同じ。)の介護をする職員であって、規則で定めるもの (2)　(略) 第4条～第17条　(略) (妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等) 第17条の2　任命権者は、恵庭市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の

現行	改正案
	規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置 (3)　恵庭市職員の育児休業等に関する条例第23条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置 2　任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置 (2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 (3)　対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 3　任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならな

現行	改正案
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第 17 条の 2　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2　(略) 第 17 条の 3　(略) 第 18 条　(略)	い。 (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第 17 条の 3　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2　(略) 第 17 条の 4　(略) 第 18 条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

(恵庭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第１条の規定による改正後の恵庭市職員の育児休業等に関する条例第２０条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

(恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

３　任命権者は、施行日前においても、第２条の規定による改正後の恵庭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１７条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第４号

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成８年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第７条　(略) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第８条　市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価 1,274 円に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該選挙におけるポスター掲示	第１条～第７条　(略) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続) 第８条　市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価 1,381 円に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該選挙におけるポスター掲示

現行	改正案
場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書の規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	場の数に相当する数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書の規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
第 9 条・第 10 条　(略)	第 9 条・第 10 条　(略)
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
第 11 条　市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 7 円 73 銭を超える場合には、7 円 73 銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。	第 11 条　市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 8 円 38 銭を超える場合には、8 円 38 銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(法第 142 条第 1 項第 6 号に定める枚数の範囲内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。
第 12 条　(略)	第 12 条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の恵庭市議会議員及び恵庭市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第５号

恵庭市地域集会施設条例の一部改正について

恵庭市地域集会施設条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市地域集会施設条例の一部を改正する条例

恵庭市地域集会施設条例（昭和５６年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>第１条～第10条　(略)

別表(第２条関係)
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td>さかえ会館</td><td>恵庭市漁町<u>21番地</u></td></tr>
</table></td><td>第１条～第10条　(略)

別表(第２条関係)
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">(略)</td></tr>
<tr><td>さかえ会館</td><td>恵庭市漁町<u>２丁目１番14号</u></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、令和７年９月２７日から施行する。

議案第６号

恵庭市駐車場条例の一部改正について

恵庭市駐車場条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市駐車場条例の一部を改正する条例

恵庭市駐車場条例（平成１９年条例第１号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>第１条・第２条　（略）

（名称及び位置）
第３条　駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>恵庭駅西口駐車場</td><td>恵庭市相生町1丁目602番</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>

第４条～第19条　（略）</td><td>第１条・第２条　（略）

（名称及び位置）
第３条　駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>恵庭駅西口駐車場</td><td>恵庭市相生町1丁目602番</td></tr>
<tr><td><u>黄金相生跨線橋高架下東駐車場</u></td><td><u>恵庭市黄金中央2丁目1002番</u></td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>

第４条～第19条　（略）</td></tr>
</table>

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第７号

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例の一部改正について

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市空家等の適正な管理に関する条例（令和元年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第９条　（略） （審議会の設置） 第10条　（略） 2　審議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1)　（略） (2)　法<u>第14条第３項</u>、第９項及び第10項の規定により市長が実施する措置に関すること。 (3)　（略） 3～13　（略） 第11条～第13条　（略）	第１条～第９条　（略） （審議会の設置） 第10条　（略） 2　審議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1)　（略） (2)　法<u>第22条第３項</u>、第９項及び第10項の規定により市長が実施する措置に関すること。 (3)　（略） 3～13　（略） 第11条～第13条　（略）

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８号

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和５０年条例第７号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第５条　(略)	第１条～第５条　(略)
(印鑑の登録) 第６条　市長は、第４条の規定による確認を終えたときは、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)に印影のほか規則で定める事項を登録しなければならない。	(印鑑の登録) 第６条　市長は、第４条の規定による確認を終えたときは、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)に印影のほか規則で定める事項を登録しなければならない。 2　印鑑票は、磁気ディスクをもって調製するものとする。
(印鑑登録証の交付) 第７条　市長は前条　　の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者(以下「印鑑登録者」という。)に対し、印鑑登録証	(印鑑登録証の交付) 第７条　市長は前条第１項の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者(以下「印鑑登録者」という。)に対し、印鑑登録証

現行	改正案
を直接交付するものとする。 2 （略） 第8条 （略） （登録記載事項の変更） 第9条　市長は、法に基づく届出等により、第6条　　に規定する登録事項に変更が生じたことを知ったときは、職権で当該記載事項を変更するものとする。 第10条～第12条 （略） （多機能端末による印鑑登録証明書の申請） 第12条の2　印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。	を直接交付するものとする。 2 （略） 第8条 （略） （登録記載事項の変更） 第9条　市長は、法に基づく届出等により、第6条第1項に規定する登録事項に変更が生じたことを知ったときは、職権で当該記載事項を変更するものとする。 第10条～第12条 （略） （多機能端末による印鑑登録証明書の申請） 第12条の2　印鑑登録者は、多機能端末により印鑑登録証明書の交付を申請するときは、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項の個人番号カードであって、かつ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項の個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。)を用いて、多機能端末に暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の暗証番号をいう。)その他必要な事項を自ら入力することにより、市長に申請しなければならない。

現行	改正案
第13条～第18条　(略)	第13条～第18条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、令和７年１１月１日から施行する。ただし、第１２条の２の改正は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第４６号）附則第１条本文の政令で定める日から施行する。

議案第９号

恵庭市企業立地促進条例の一部改正について

恵庭市企業立地促進条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市企業立地促進条例の一部を改正する条例

恵庭市企業立地促進条例（平成１５年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条　(略) (定義) 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　(略) (3)　指定地区　都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に定める準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は市街化調整区域内における開発行為の許可を受けた区域及び第１条に規定する目的の達成に寄与する事業の用に供する土地であると市長が特に認める地区をいう。 (4)・(5)　(略) (助成措置の対象等) 第３条　この条例による助成の措置は、指定地区	第１条・第２条　(略) (定義) 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　(略) (3)　指定地区　都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に定める準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域又は市街化調整区域内における開発行為の許可を受けた区域及び前条に規定する目的の達成に寄与する事業の用に供する土地であると市長が特に認める地区をいう。 (4)・(5)　(略) (助成措置の対象等) 第３条　この条例による助成の措置は、指定地区

現行	改正案
において次の各号の一に該当し、かつ、市長が指定したものとする。 (1)　工場等の新設にあっては、当該新設のための投資額が 5,000 万円(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあっては 2,000 万円)を超え、かつ、当該新設に伴い新たに雇用した者(常時雇用される者で規則で定めるものに限る。以下同じ。)が 5 人(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあっては 3 人)以上のもの (2)　工場等の増設にあっては、当該増設のための投資額が 3,000 万円(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあっては 2,000 万円)を超え、かつ、当該増設に伴い新たに雇用した者が 3 人以上のもの 2　(略) (助成の措置) 第 4 条　市長は、前条第 1 項の規定により市長の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)に対し、次の各号に掲げる区分に応じて補助金を交付するものとする。 (1)　(略) (2)　工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用される者のうち、引き続き 1 年間市内に居住する被雇用者 1 人につき 20 万円を乗じて得た額(その額が 2,000 万円を超えるときは、2,000 万円) 第 5 条～第 8 条　(略)	において次の各号の一に該当し、かつ、市長が指定したものとする。 (1)　工場等の新設にあっては、当該新設のための投資額が 5,000 万円(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあっては 2,000 万円)を超えるもの (2)　工場等の増設にあっては、当該増設のための投資額が 3,000 万円(試験研究施設等及び情報提供サービス業等にあっては 2,000 万円)を超えるもの 2　(略) (助成の措置) 第 4 条　市長は、前条第 1 項の規定により市長の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)に対し、次の各号に掲げる区分に応じて補助金を交付するものとする。 (1)　(略) (2)　工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用される者(常時雇用される者で規則で定めるものに限る。)のうち、引き続き 1 年間市内に居住する被雇用者 1 人につき 20 万円を乗じて得た額(その額が 2,000 万円を超えるときは、2,000 万円) 第 5 条～第 8 条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の恵庭市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者として指定するものから適用し、同日前までに指定事業者として指定したものについては、なお従前の例による。

議案第１０号

島松水泳プール建替工事の内建築工事の請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和３９年条例第１０号)第２条の規定により、島松水泳プール建替工事の内建築工事の請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　工　事　名　　島松水泳プール建替工事の内建築工事

２　契 約 金 額　　２５０，８００，０００円

３　契約の相手方　　恵庭市有明町２丁目６番９号
郷土建設株式会社
代表取締役　中　泉　孝　彦

４　契 約 の 方 法　　３者による事後審査型条件付一般競争入札

参考資料

事後審査型条件付一般競争入札参加業者一覧

郷土建設株式会社

恵庭建設株式会社

株式会社玉川組

以上　３者

付近見取図

配置図（島松小学校全体敷地）　S＝1/500

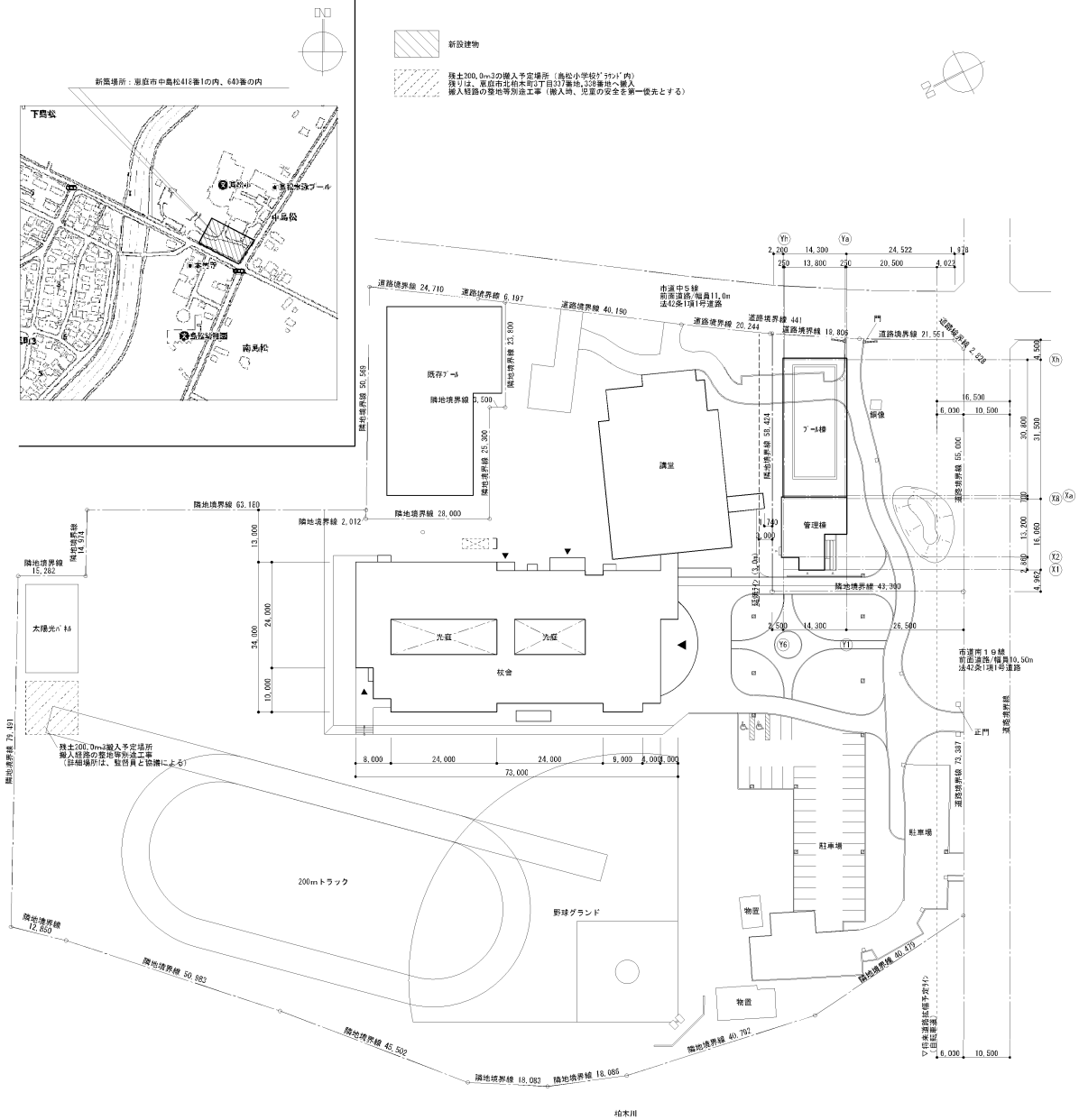

配置図（プール新築工事敷地/申請敷地）　S＝1/200

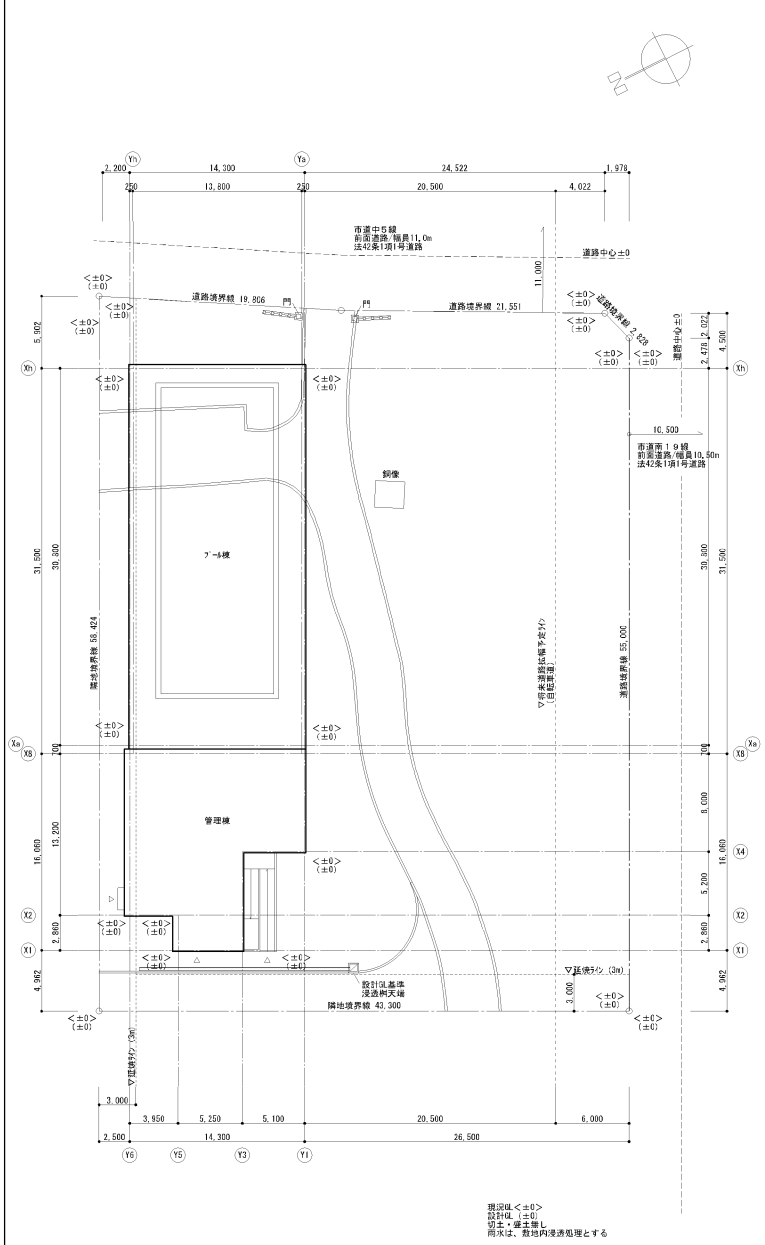

現況GL＜±0＞
設計GL（±0）
切土・盛土無し
雨水は、敷地内浸透処理とする

WATANABE ARCHITECTURE ENGINEERING CO.,LTD. 株式会社 渡辺建築設計	1級建築士事務所（石）登録384号 1級建築士第295957号 中原 茂人	工事名 島松水泳プール建替工事の内 建築工事	図面名 付近見取図・配置図	縮尺 A1 S=1/200・1/500 A3 S=1/400・1/1000	設計 2025年 06月 27日 担当 検図 訂正 承認	特記事項	No. 10	意

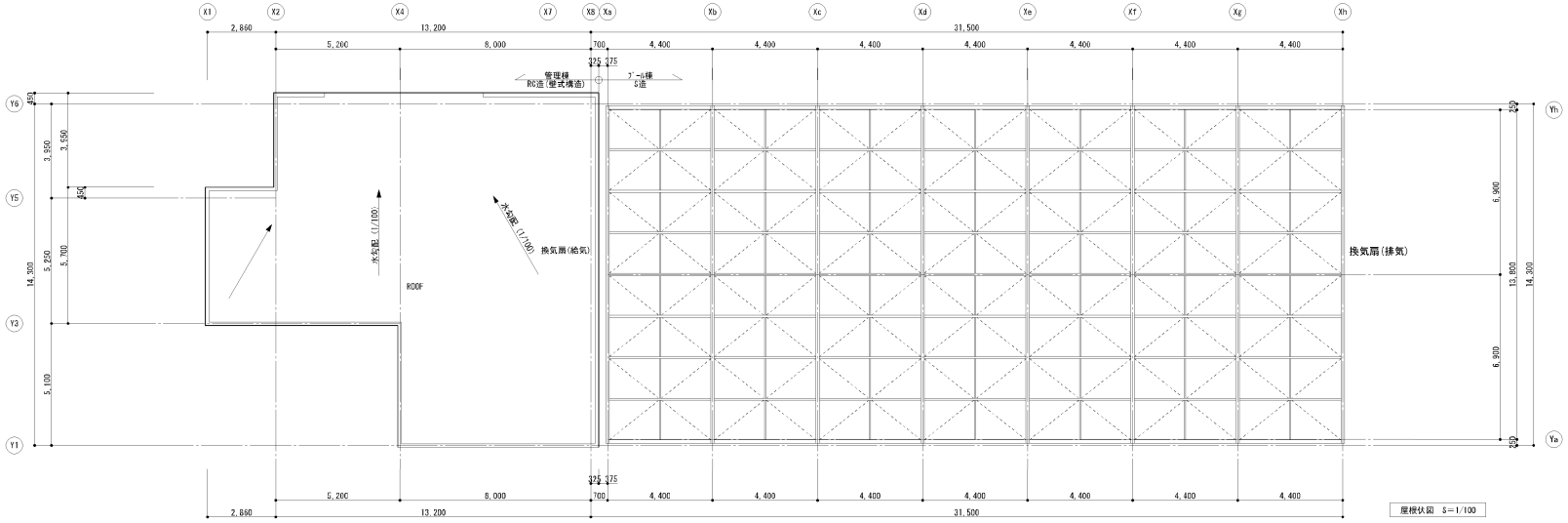

屋根伏図 S=1/100

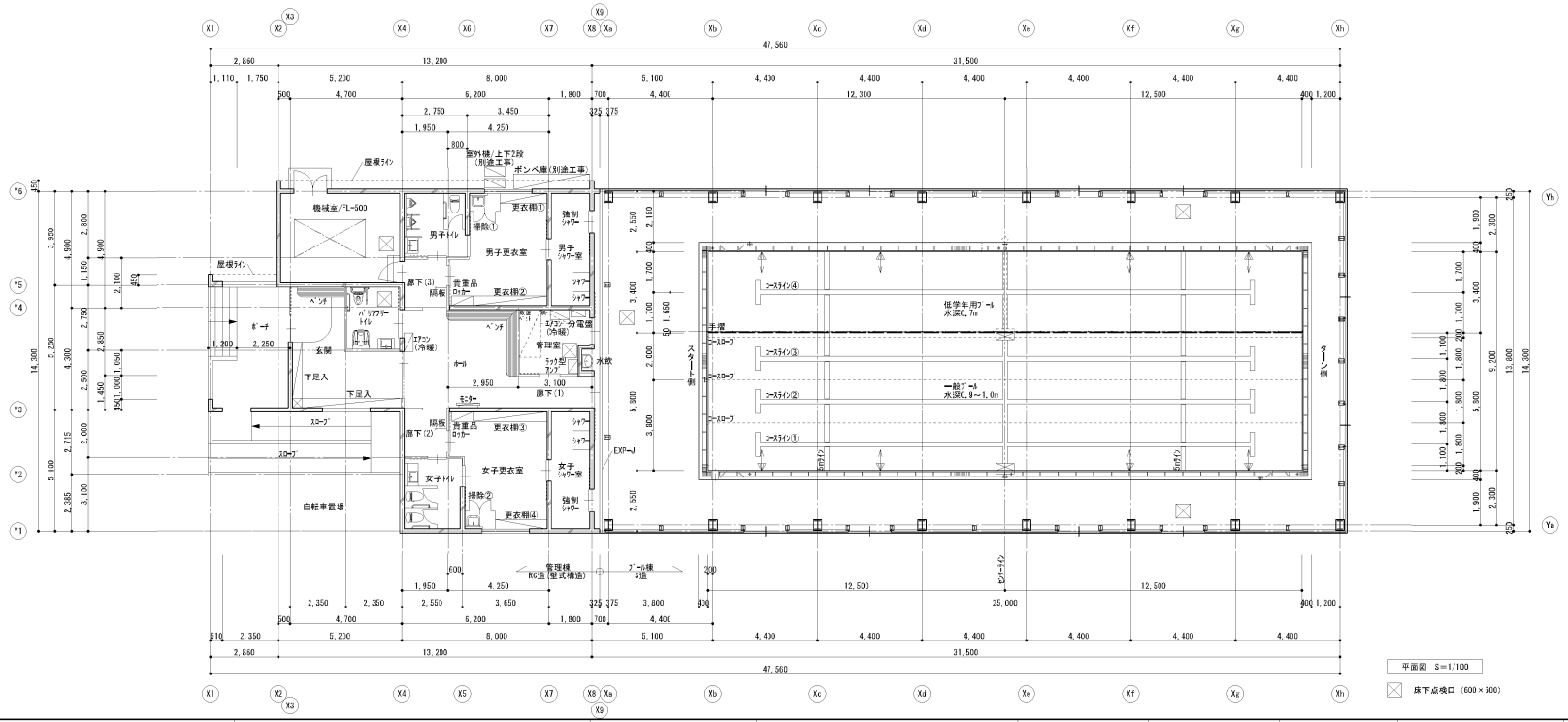

平面図 S=1/100

床下点検口 (600×600)

WATANABE ARCHITECTURE ENGINEERING CO.,LTD. 株式会社 渡辺建築設計	1級建築士事務所（石）登録884号 1級建築士第295957号 中原 茂人	工事名 島松水泳プール建替工事の内 建築工事	図面名 平面図	縮尺 A1 S=1/100 A3 S=1/200	設計 2025年 06月 27日 担当 検図 訂正 承認	特記事項	No. 14	印

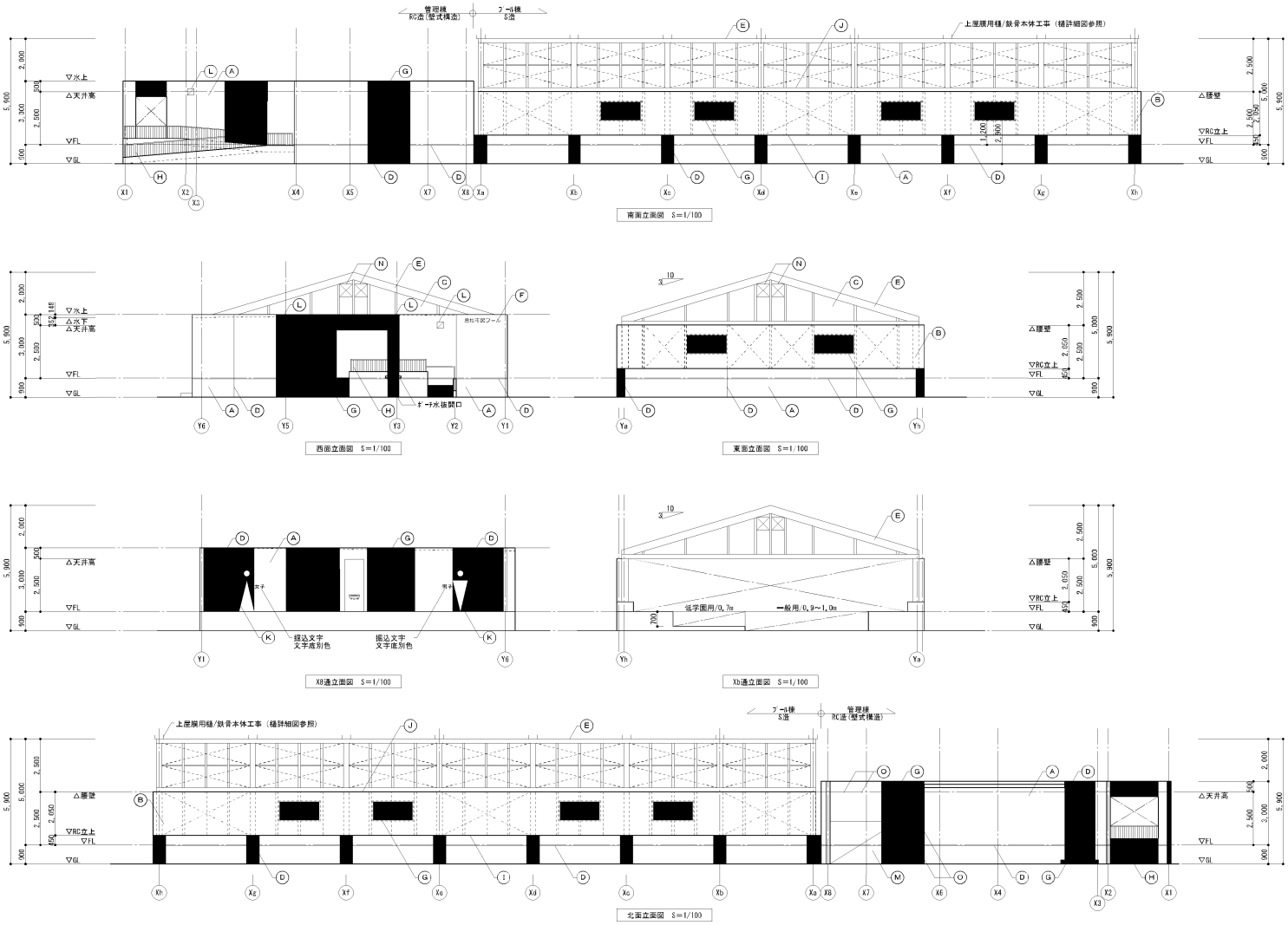

立面図凡例

記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様	記号	仕様
A	防水形複層塗材E (5色程度色分け) GL-100まで	B	t=0.4カラーガルバリウム鋼板 リブスパンドレル	C	ポリカーボネート（両面透明）	D	打継目地 15×20 誘発目地 15×20 コーキング MS－2	E	鉄骨アラワシ 溶融亜鉛メッキ	F	繊維板/300×300程度 切文字/ムコシック/指定色	G	アルミ製建具	H	SUS手摺
I	水切り t=0.4カラーガルバリウム鋼板	J	笠木 アングル笠木	K	化粧目地 15×10 色分け部	L	外灯（別途工事）	M	ポンペ庫（別途工事）	N	換気扇（別途工事）	O	室外機（別途工事）	P	

WATANABE ARCHITECTURE ENGINEERING CO.,LTD. 株式会社 渡辺建築設計	1級建築士事務所（石）登録984号 1級建築士第235957号 中原 茂人	工事名 島松水泳プール建替工事の内 建築工事	図面名 立面図	縮尺 A1 S=1/100 A3 S=1/200	設計 2025年 06月 27日 担当 検図 訂正 承認	特記事項	No. 意 15

議案第１１号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１０号）第３条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　物件の表示　　住基ネットＣＳ及び統合端末機器更新

２　契約金額　　２１，７４７，０００円

３　契約の相手方　　札幌市中央区北４条西６丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長　棚　野　孝　夫

４　取得の目的　　住基ネットＣＳ及び統合端末機器の現行機器の保守満了に伴う機器更新

５　契約の方法　　随意契約

参考資料

住基ネットＣＳ及び統合端末機器更新の内訳

Ｎｏ．	内容	数量
１	市町村コミュニケーションサーバ	１式
２	ネットワーク関連機器	１式
３	統合端末	１１台
４	液晶タブレット	１１台

議案第１２号

市道の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、市道を次のとおり認定することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

市　道　認　定　路　線

路線番号	路　線　名	起点終点	重要な経過地
１５５１	盤尻２号線	盤尻２５５番地４	
		盤尻２６１番地４	

参考資料

市 道 認 定 路 線

路線番号	路 線 名	敷地幅員	総 延 長	実 延 長
１５５１	盤尻２号線	３５．９ｍ～ １０４．８ｍ	３７９．４５ｍ	３６５．７７ｍ

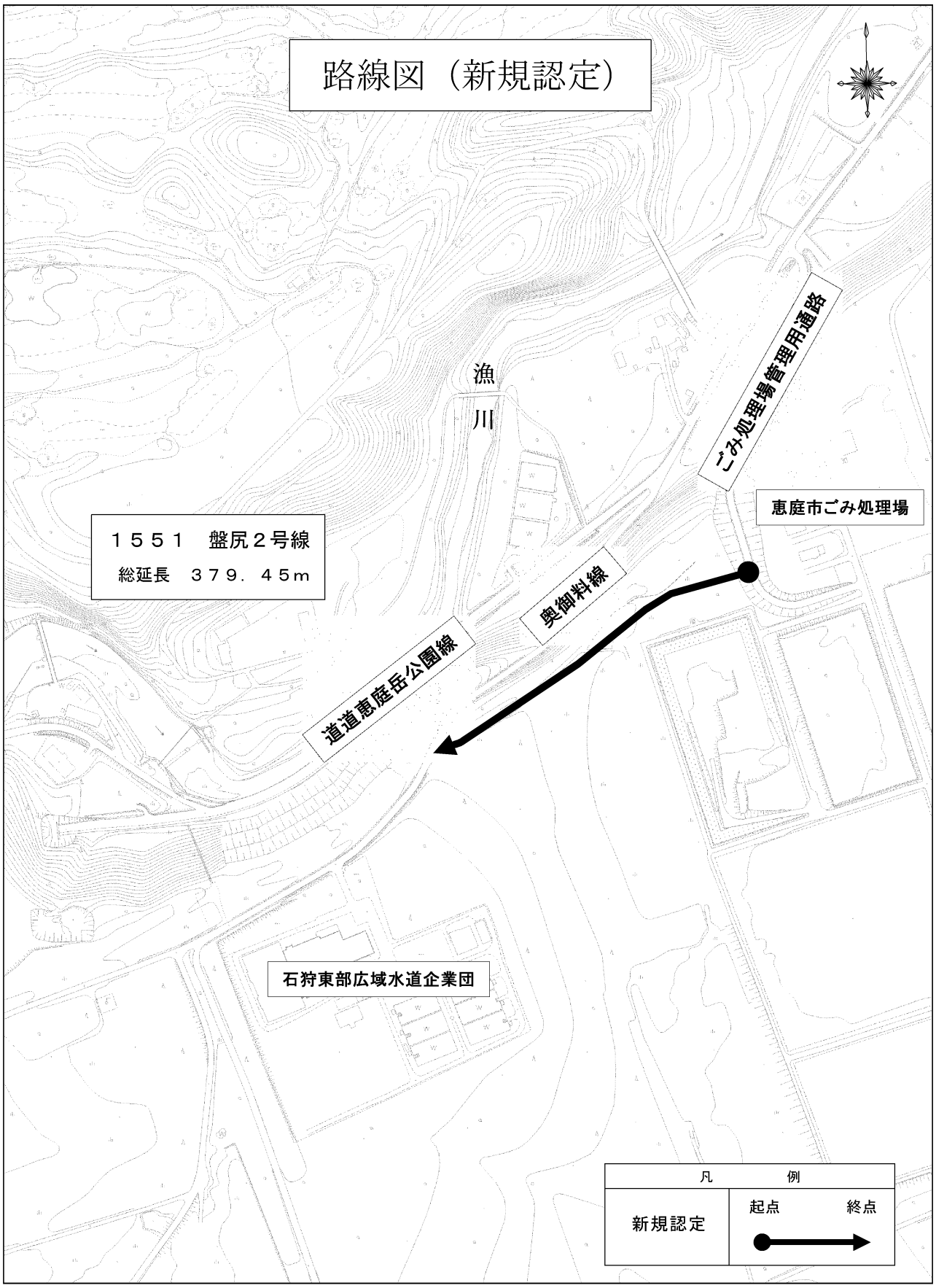
路線図（新規認定）
漁
川
ごみ処理場管理用通路
恵庭市ごみ処理場
１５５１　盤尻２号線
総延長　３７９．４５ｍ
奥御料線
道道恵庭岳公園線
石狩東部広域水道企業団
凡　例
新規認定
起点
終点

縮尺　1：5000

議案第１３号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することに関し協議することについて、同法第２９０条の規定により議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和３２年１月２３日３２地第１７５号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（２）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附　則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

参考資料

北海道市町村職員退職手当組合規約新旧対照表（抄）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>
第１条～第 15 条　（略）

別表
組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合
(1)　（略）
(2)　一部事務組合及び広域連合
<table>
<tr><th>区　分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、檜山広域行政組合</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
第１条～第 15 条　（略）

別表
組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合
(1)　（略）
(2)　一部事務組合及び広域連合
<table>
<tr><th>区　分</th><th>一部事務組合及び広域連合</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>檜山管内</td><td>北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、檜山広域行政組合</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第１４号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することに関し協議することについて、同法第２９０条の規定により議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成３１年２月２２日市町村第１８７７号指令）の一部を次のように変更する。

別表第１檜山振興局（１１）の項中「(１１)」を「(１０)」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第２の９の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附　則

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

参考資料

北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表（抄）

現行

第１条～第 15 条　（略）

別表第 1(第２条関係)　組合を組織する地方公共団体

管内	市町村･一部事務組合及び広域連合
（略）	
檜山振興局(11)	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合
（略）	

別表第 2(第３条関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
（略）	
9　地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野

改正案

第１条～第 15 条　（略）

別表第 1(第２条関係)　組合を組織する地方公共団体

管内	市町村･一部事務組合及び広域連合
（略）	
檜山振興局(10)	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、北部桧山衛生センター組合
（略）	

別表第 2(第３条関係)

共同処理する事務	共同処理する団体
（略）	
9　地方公務員災害補償法(昭和42年法律第 121 号)第 69 条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野

現行		改正案	
は通勤による災害に対する補償に関する事務	町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北	害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北

現行	改正案
空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外３町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外２町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡３町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外２町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝２町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外２町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合	空知衛生センター組合、北空知葬斎組合、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外３町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外２町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡３町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外２町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、日高地区交通災害共済組合、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝２町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外２町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合
（略）	（略）

議案第１５号

令和６年度恵庭市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、令和６年度恵庭市水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　剰余金の額　　２６５，４９９，１４５円

２　処分の方法　　１３４，４６１，９２９円を減債積立金に積立て

１３１，０３７，２１６円を資本金に組入れ

議案第１６号

令和６年度恵庭市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、令和６年度恵庭市下水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて議決を求める。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

１　剰余金の額　　１９６，３３０，５３０円

２　処分の方法　　１０４，３５４，６９２円を減債積立金に積立て
　　９１，９７５，８３８円を資本金に組入れ

議案第１７号

令和７年度恵庭市一般会計補正予算（第５号）

令和７年度恵庭市一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５１１，５８７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３８，７５５，５２６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第二表　地方債補正」による。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第一表　歳入歳出予算補正

歳入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		7,312,643	39,638	7,352,281
	2. 国庫補助金	2,338,488	37,933	2,376,421
	3. 委託金	20,864	1,705	22,569
17. 道支出金		2,896,089	219,023	3,115,112
	2. 道補助金	806,118	219,023	1,025,141
19. 寄附金		521	340,253	340,774
	1. 寄附金	521	340,253	340,774
20. 繰入金		3,422,527	81,642	3,504,169
	1. 繰入金	3,422,527	81,642	3,504,169
21. 繰越金		674,908	721,069	1,395,977
	1. 繰越金	674,908	721,069	1,395,977
22. 諸収入		545,475	101,662	647,137
	3. 貸付金元利収入	167,640	101,448	269,088
	5. 雑入	326,498	214	326,712
23. 市債		2,474,100	8,300	2,482,400
	1. 市債	2,474,100	8,300	2,482,400
歳入	合計	37,243,939	1,511,587	38,755,526

歳出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		5,557,341	1,065,740	6,623,081
	1. 総務管理費	5,268,030	1,055,967	6,323,997
	2. 徴税費	56,697	500	57,197
	3. 戸籍住民基本台帳費	89,192	9,273	98,465
3. 民生費		12,854,577	86,018	12,940,595
	1. 社会福祉費	6,076,749	40,421	6,117,170
	2. 児童福祉費	5,124,310	45,597	5,169,907
4. 衛生費		2,671,259	4,158	2,675,417
	2. 保健体育費	418,741	4,158	422,899
6. 農林水産業費		425,428	230,449	655,877
	1. 農林費	425,428	230,449	655,877
7. 商工費		688,641	112,417	801,058
	1. 商工費	688,641	112,417	801,058

9. 消防費		692,890	1,691	694,581
	1. 消防費	692,890	1,691	694,581
10. 教育費		3,152,668	11,114	3,163,782
	1. 教育総務費	558,243	3,909	562,152
	2. 小学校費	711,897	1,760	713,657
	3. 中学校費	490,388	720	491,108
	4. 社会教育費	1,392,140	4,725	1,396,865
歳出合計		37,243,939	1,511,587	38,755,526

第二表　地方債補正

（変　更）　　（単位　千円）

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
デジタル活用推進事業債	65,900	74,200

令和　７年度恵庭市一般会計補正予算（第５号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16. 国庫支出金	7,312,643	39,638	7,352,281
17. 道支出金	2,896,089	219,023	3,115,112
19. 寄附金	521	340,253	340,774
20. 繰入金	3,422,527	81,642	3,504,169
21. 繰越金	674,908	721,069	1,395,977
22. 諸収入	545,475	101,662	647,137
23. 市債	2,474,100	8,300	2,482,400
歳入合計	37,243,939	1,511,587	38,755,526

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2. 総務費	5,557,341	1,065,740	6,623,081	13,753	0	8,300	327,497	716,190
3. 民生費	12,854,577	86,018	12,940,595	25,885	0	0	60,133	0
4. 衛生費	2,671,259	4,158	2,675,417	0	0	0	4,158	0
6. 農林水産業費	425,428	230,449	655,877	0	219,023	0	11,426	0
7. 商工費	688,641	112,417	801,058	0	0	0	109,969	2,448
9. 消防費	692,890	1,691	694,581	0	0	0	0	1,691
10. 教育費	3,152,668	11,114	3,163,782	0	0	0	10,374	740
歳出合計	37,243,939	1,511,587	38,755,526	39,638	219,023	8,300	523,557	721,069

2．歳　入

（款）　16 国庫支出金

（項）　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
2 民　生　費 国 庫 補 助 金	252,891	24,180	277,071	1 民 生 費 補 助 金	24,180	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 こども政策推進事業費	23,130 1,050
6 新しい地方経済・ 生 活 環 境 創 生 交　付　金	44,939	13,753	58,692	1 新しい地方経済・ 生 活 環 境 創 生 交　付　金	13,753	フロントヤード改革事業費	13,753
計	2,338,488	37,933	2,376,421				

（項）　3 委託金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
2 民 生 費 委 託 金	16,470	1,705	18,175	1 民 生 費 委 託 金	1,705	国民年金生活者支援給付金事務交付金	1,705
計	20,864	1,705	22,569				

（款）　17 道支出金

（項）　2 道補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
4 農 林 水 産 業 費 補　助　金	238,089	219,023	457,112	1 農 業 費 補 助 金	219,023	スマート農業機械等導入支援事業費 土地改良区決済金等支援事業費	1,237 217,786
計	806,118	219,023	1,025,141				

（款）　19 寄附金

（項）　1 寄附金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明	
				区　　分	金　　額		
	千円	千円	千円		千円		千円
1 寄　　附　　金	521	340,253	340,774	1 寄　　附　　金	340,253	スポーツ振興基金寄附 子育て基金寄附 子どもの読書活動を支える寄附 社会福祉事業推進基金寄附	4,158 43,522 740 15,586

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
						青少年・文化振興基金寄附	4,725
						まちづくり推進基金寄附	257,687
						高等学校等入学準備金基金寄附	2,409
						農業振興基金寄附	11,426
計	521	340,253	340,774				

（款） 20 繰入金

（項） 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
1 基金繰入金	3,416,837	81,642	3,498,479	3 まちづくり推進基金繰入金	80,617	まちづくり推進基金繰入金	80,617
				5 子育て基金繰入金	1,025	子育て基金繰入金	1,025
計	3,422,527	81,642	3,504,169				

（款） 21 繰越金

（項） 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
1 繰越金	674,908	721,069	1,395,977	1 繰越金	721,069	繰越金	721,069
計	674,908	721,069	1,395,977				

（款） 22 諸収入

（項） 3 貸付金元利収入

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
1 貸付金元利収入	167,640	101,448	269,088	3 中小企業振興融資貸付金収入	101,448	中小企業振興融資預託金元金収入	101,448
計	167,640	101,448	269,088				

（項） 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
3 雑 入	326,459	214	326,673	3 広告掲載料収入	214	モニター広告掲載料収入 214
計	326,498	214	326,712			

（款） 23 市債

（項） 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 総 務 債	428,500	8,300	436,800	1 総 務 債	8,300	オンライン発券機整備事業債 8,300
計	2,474,100	8,300	2,482,400			

３．歳　出

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
3財政管理費	644,308	85,849	730,157	13,753 国		72,096 繰入金		11役務費	1,362	３．DX推進事業費	(85,849)
										役務費	1,362
										手数料	1,362
								12委託料	33,062	委託料	33,062
								13使用料及び賃借料	343	施工管理及びOAフロア化等実施委託	
										電気設備等調査委託	
								17備品購入費	51,082	通信・電話設備等調査委託	
										電気設備等改修委託	
										通信・電話設備等改修委託	
										通信設備移設委託	
										暖房機パネル撤去委託	
										暖房センサー移設委託	
										使用料及び賃借料	343
										備品購入費	51,082
15まちづくり推進基金費	254,481	804,191	1,058,672			255,187 寄附金	549,004	24積立金	804,191	１．まちづくり推進基金積立金	(804,191)
										積立金	804,191
17諸費	549,527	165,927	715,454				165,927	22償還金利子及び割引料	165,927	１．過年度過誤納還付金	(165,927)
										償還金利子及び割引料	165,927
										１－４．過年度過誤納還付金（福祉課）	(55,466)
										償還金利子及び割引料	55,466
										１－７．過年度過誤納還付金（保健課）	(8,492)
										償還金利子及び割引料	8,492
										１－９．過年度過誤納還付金（障がい福祉課）	(32,329)
										償還金利子及び割引料	32,329
										１－１０．過年度過誤納還付金（幼児保育課）	(45,150)
										償還金利子及び割引料	45,150
										１－１１．過年度過誤納還付金（えにわっこ応援センター）	(24,490)

										償還金利子及び割引料 24,490
計	1,448,316	1,055,967	2,504,283	13,753		327,283	714,931			

（項） 2 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
2賦課徴収費	56,673	500	57,173				500	11役務費	500	1．賦課事務費 (500) 役務費 500 手数料 500
計	56,673	500	57,173				500			

（項） 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1戸籍住民基本台帳費	89,192	9,273	98,465		8,300	214 諸収入	759	17備品購入費	9,273	1．一般事務費 (9,273) 備品購入費 9,273
計	89,192	9,273	98,465		8,300	214	759			

（款） 3 民生費

（項） 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1社会福祉総務費	174,889	15,586	190,475			15,586 寄附金		24積立金	15,586	9．社会福祉事業推進基金積立金 (15,586) 積立金 15,586
2老人福祉費	1,077,212	23,130	1,100,342	23,130 国				18負担金補助及び交付金	23,130	8．地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業費 (23,130) 負担金補助及び交付金 23,130 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業補助金 23,130

（款） 3 民生費　（項） 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
4国民年金事務費	394	1,705	2,099	1,705 国				12委託料	1,705	1．一般事務費 (1,705) 委託料 1,705 年金生活者支援給付金システム改修委託
計	1,252,495	40,421	1,292,916	24,835		15,586				

（項） 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
4子育て支援推進費	3,457,633	45,597	3,503,230	1,050 国		44,547 寄附金 43,522 繰入金 1,025		17備品購入費	2,000	2．学童クラブ運営費 (2,075) 備品購入費 2,000
								18負担金補助及び交付金	75	負担金補助及び交付金 75 学童クラブ等性被害防止対策事業補助金 75
								24積立金	43,522	１９．子育て基金積立金 (43,522) 積立金 43,522
計	3,457,633	45,597	3,503,230	1,050		44,547				

（款） 4 衛生費

（項） 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1運動スポーツ振興費	46,212	4,158	50,370			4,158 寄附金		24積立金	4,158	5．スポーツ振興基金積立金 (4,158) 積立金 4,158
計	46,212	4,158	50,370			4,158				

（款） 6 農林水産業費

（項） 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
3農業振興費	150,303	230,449	380,752	219,023 道		11,426 寄附金		18負担金補助及び交付金	219,023	4．農業振興対策事業費 (219,023) 負担金補助及び交付金 219,023 スマート農業機械等導入支援事業補助金 1,237 土地改良区決済金等支援事業補助金 217,786
								24積立金	11,426	6．農業振興基金積立金 (11,426) 積立金 11,426
計	150,303	230,449	380,752	219,023		11,426				

（款） 7 商工費

（項） 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
2商工業振興費	417,177	109,969	527,146			109,969 繰入金 8,521 諸収入 101,448		18負担金補助及び交付金	8,521	1．中小企業振興対策事業費 (109,969) 負担金補助及び交付金 8,521 信用保証協会保証料補給金 8,521
								20貸付金	101,448	貸付金 101,448 市中小企業振興融資預託金 101,448
3観光費	270,892	2,448	273,340				2,448	1報酬	1,374	11．（仮称）恵庭市花と緑の文化センター事業費 (2,448) 報酬 1,374
								3職員手当等	129	職員手当等 129
								4共済費	261	共済費 261
								8旅費	249	旅費 249 一般旅費 200 費用弁償（通勤） 49
								10需用費	100	需用費 100 消耗品費 100

（款） 7 商工費　　（項） 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
3観光費								18負担金補助及び交付金	335	負担金補助及び交付金 335 恵庭市地域おこし協力隊用自動車負担金 167 恵庭市地域おこし協力隊家賃補助金 168
計	688,069	112,417	800,486			109,969	2,448			

（款） 9 消防費

（項） 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
4消防施設費	590,917	1,691	592,608				1,691	10需用費	1,691	1．施設管理費 (1,691) 需用費 1,691 修繕料 1,691
計	590,917	1,691	592,608				1,691			

（款） 10 教育費

（項） 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1教育委員会費	127,045	3,909	130,954			3,909 寄附金		18負担金補助及び交付金	1,500	6．学校教育推進事業費 (1,500) 負担金補助及び交付金 1,500 教育振興推進交付金 1,500
								24積立金	2,409	9．高等学校等入学準備金基金積立金 (2,409) 積立金 2,409
計	127,045	3,909	130,954			3,909				

(項)　2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1学校管理費	378,831	1,760	380,591			1,130 寄附金	630	10需用費	1,260	1．学校管理費 (500) 備品購入費 500
								17備品購入費	500	2．学校図書館費 (1,260) 需用費 1,260 消耗品費 1,260
計	378,831	1,760	380,591			1,130	630			

(項)　3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1学校管理費	293,060	720	293,780			610 寄附金	110	10需用費	220	1．学校管理費 (500) 備品購入費 500
								17備品購入費	500	2．学校図書館費 (220) 需用費 220 消耗品費 220
計	293,060	720	293,780			610	110			

(項)　4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
2青少年女性等教育費	20,904	4,725	25,629			4,725 寄附金		24積立金	4,725	8．青少年・文化振興基金積立金 (4,725) 積立金 4,725
計	20,904	4,725	25,629			4,725				

説 明 資 料

（一般会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	3 財政管理費	3 DX推進事業費	85,849	13,753			72,096		書かないワンストップ窓口の拡大による増額
2 総務費	1 総務管理費	15 まちづくり推進基金費	1 まちづくり推進基金積立金	804,191				255,187	549,004	えにわ・花子さん愛情寄附積立 10,965件 ふるさと納税事業経費積立 19,617件 島松地区複合施設整備事業費等積立
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	1-4 過年度過誤納還付金（福祉課）	55,466					55,466	過年度国庫支出金の精算に伴う返還
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	1-7 過年度過誤納還付金（保健課）	8,492					8,492	過年度国庫支出金の精算に伴う返還
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	1-9 過年度過誤納還付金（障がい福祉課）	32,329					32,329	過年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	1-10 過年度過誤納還付金（幼児保育課）	45,150					45,150	過年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	1-11 過年度過誤納還付金（えにわっこ応援センター）	24,490					24,490	過年度国庫支出金及び道支出金の精算に伴う返還
2 総務費	2 徴税費	2 賦課徴収費	1 賦課事務費	500					500	相続財産清算人の選任に係る予納金の増額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	1 一般事務費	9,273			8,300	214	759	市民課窓口の発券機の更新
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	9 社会福祉事業推進基金積立金	15,586				15,586		えにわ・花子さん愛情寄附積立 583件
3 民生費	1 社会福祉費	2 老人福祉費	8 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業費	23,130	23,130					地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業の実施
3 民生費	1 社会福祉費	4 国民年金事務費	1 一般事務費	1,705	1,705					年金生活者支援給付金システムの改修
3 民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	2 学童クラブ運営費	2,075	1,050			1,025		学童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施

3 民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	19 子育て基金積立金	43,522				43,522		えにわ・花子さん愛情寄附積立 5,676件
4 衛生費	2 保健体育費	1 運動スポーツ振興費	5 スポーツ振興基金積立金	4,158				4,158		えにわ・花子さん愛情寄附積立 454件
6 農林水産業費	1 農林費	3 農業振興費	4 農業振興対策事業費	219,023		219,023				スマート農業機械等導入支援事業の実施による増額 土地改良区決済金等支援事業の実施による増額
6 農林水産業費	1 農林費	3 農業振興費	6 農業振興基金積立金	11,426				11,426		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,335件
7 商工費	1 商工費	2 商工業振興費	1 中小企業振興対策事業費	109,969				109,969		信用保証料補給金及び中小企業振興融資預託金の増額
7 商工費	1 商工費	3 観光費	11 (仮称)恵庭市花と緑の文化センター事業費	2,448					2,448	地域おこし協力隊員の採用に伴う人件費及び活動費の増額
9 消防費	1 消防費	4 消防施設費	1 施設管理費	1,691					1,691	消防総合庁舎のオストメイトトイレ設置に伴う増額
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	6 学校教育推進事業費	1,500				1,500		えにわ・花子さん愛情寄附による教育振興推進交付金の交付 1件
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	9 高等学校等入学準備金基金積立金	2,409				2,409		えにわ・花子さん愛情寄附積立 251件
10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	1 学校管理費	500				500		えにわ・花子さん愛情寄附による小学校備品の購入 1件
10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	2 学校図書館費	1,260				630	630	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書の購入 3件
10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	1 学校管理費	500				500		えにわ・花子さん愛情寄附による中学校備品の購入 1件
10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	2 学校図書館費	220				110	110	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書の購入 1件
10 教育費	4 社会教育費	2 青少年女性等教育費	8 青少年・文化振興基金積立金	4,725				4,725		えにわ・花子さん愛情寄附積立 358件
合計				1,511,587	39,638	219,023	8,300	523,557	721,069	一般財源の内訳 繰越金 721,069千円

議案第１８号

令和７年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和７年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３７，８０８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，９８３，１５９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第一表　歳入歳出予算補正

歳入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		2	37,808	37,810
	1. 繰越金	2	37,808	37,810
歳入合計		6,945,351	37,808	6,983,159

歳出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 基金積立金		992	33,157	34,149
	1. 基金積立金	992	33,157	34,149
7. 諸支出金		5,574	4,651	10,225
	1. 償還金及び還付加算金	5,574	4,651	10,225
歳出合計		6,945,351	37,808	6,983,159

令和　７年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１ 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5. 繰越金	2	37,808	37,810
歳入合計	6,945,351	37,808	6,983,159

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6. 基金積立金	992	33,157	34,149	0	0	0	0	33,157
7. 諸支出金	5,574	4,651	10,225	0	0	0	0	4,651
歳出合計	6,945,351	37,808	6,983,159	0	0	0	0	37,808

2．歳　入

（款）　5 繰越金

（項）　1 繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 繰　　越　　金	2	37,808	37,810	1 繰　　越　　金	37,808	
計	2	37,808	37,810			

3．歳　出

（款）　6 基金積立金

（項）　1 基金積立金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1国民健康保険支払準備基金積立金	992	33,157	34,149				33,157	24積　立　金	33,157	1．国民健康保険支払準備基金積立金　(33,157) 積立金　33,157
計	992	33,157	34,149				33,157			

（款）　7 諸支出金

（項）　1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
2保険給付費等交付金償還金	1	4,267	4,268				4,267	22償還金利子及び割引料	4,267	1．保険給付費等交付金償還金　(4,267) 償還金利子及び割引料　4,267
3その他償還金	1	384	385				384	22償還金利子及び割引料	384	1．その他償還金　(384) 償還金利子及び割引料　384
計	2	4,651	4,653				4,651			

説 明 資 料

（国民健康保険特別会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
6 基金積立金	1 基金積立金	1 国民健康保険支払準備基金積立金	1 国民健康保険支払準備基金積立金	33,157					33,157	国民健康保険支払準備基金積立
7 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2 保険給付費等交付金償還金	1 保険給付費等交付金償還金	4,267					4,267	過年度保険給付費等交付金の精算に伴う返還
7 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	3 その他償還金	1 その他償還金	384					384	過年度社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の精算に伴う返還
合計				37,808	0	0	0	0	37,808	一般財源の内訳 繰越金 37,808千円

議案第１９号

令和７年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和７年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１０９，３２８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，４８２，３４０千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		990,622	4,964	995,586
	2. 基金繰入金	93,323	4,964	98,287
7. 繰越金		1	104,364	104,365
	1. 繰越金	1	104,364	104,365
歳入合計		5,373,012	109,328	5,482,340

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 保健福祉事業費		15,568	5,000	20,568
	1. 保健福祉事業費	15,568	5,000	20,568
6. 諸支出金		6,020	104,328	110,348
	1. 還付金	1,301	104,328	105,629
歳出合計		5,373,012	109,328	5,482,340

令和　７年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第１号）説明書

１ 総　括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6. 繰入金	990,622	4,964	995,586
7. 繰越金	1	104,364	104,365
歳入合計	5,373,012	109,328	5,482,340

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4. 保健福祉事業費	15,568	5,000	20,568	0	0	0	0	5,000
6. 諸支出金	6,020	104,328	110,348	0	0	0	0	104,328
歳出合計	5,373,012	109,328	5,482,340	0	0	0	0	109,328

２．歳　入

（款）　6 繰入金

（項）　2 基金繰入金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 基　金　繰　入　金	93,323	4,964	98,287	1 介護給付費準備基金繰入金	4,964	介護給付費準備基金繰入金 4,964
計	93,323	4,964	98,287			

（款）　7 繰越金

（項）　1 繰越金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 繰　　越　　金	1	104,364	104,365	1 繰　　越　　金	104,364	繰越金 104,364
計	1	104,364	104,365			

３．歳　出

（款）　4 保健福祉事業費

（項）　1 保健福祉事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1保健福祉事業費	15,568	5,000	20,568				5,000	19扶助費	5,000	２．高齢者補聴器利用促進モデル事業費 (5,000) 扶助費 5,000 補聴器購入助成事業費 5,000
計	15,568	5,000	20,568				5,000			

（款）　6 諸支出金

（項）　1 還付金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国道支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
2その他償還金	1	104,328	104,329				104,328	22償還金利子及び割引料	104,328	１．その他償還金 (104,328) 償還金利子及び割引料 104,328
計	1	104,328	104,329				104,328			

説 明 資 料
（介護保険特別会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
4 保健福祉事業費	1 保健福祉事業費	1 保健福祉事業費	2 高齢者補聴器利用促進モデル事業費	5,000					5,000	補聴器購入助成事業費の増額
6 諸支出金	1 還付金	2 その他償還金	1 その他償還金	104,328					104,328	過年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還
合計				109,328	0	0	0	0	109,328	一般財源の内訳 繰越金 104,364千円　介護給付費準備基金 4,964千円

議案第２０号

令和７年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和７年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第２条　令和７年度恵庭市下水道事業会計予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 841,163 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 95,116 千円及び過年度分損益勘定留保資金 746,047 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 941,163 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 95,116 千円及び過年度分損益勘定留保資金 846,047 千円」に改め、資本的支出第１款中第２項から第４項までを１項ずつ繰り下げ、第１項の次に「第２項　投資その他の資産」を加え、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　出			
第１款　資本的支出	2,421,806 千円	100,000 千円	2,521,806 千円
第２項　投資その他の資産	0 千円	100,000 千円	100,000 千円

令和７年９月１１日提出

恵庭市長　原　田　　裕

令和７年度　恵庭市下水道事業会計補正予算（第２号）実施計画

支　　出

（単位：千円）

款	項	目	予　定　額	備　　考
1. 資　本　的　支　出			2,521,806	
	2. 投資その他の資産		100,000	
		1.　投　資　有　価　証　券	100,000	有価証券購入に要する費用

（消費税込み）

令和７年度　恵庭市下水道事業会計　予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

（１）　業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	87,329
減価償却費	1,516,614
貸倒引当金の増減額(△は減少)	17
賞与･法定福利費引当金の増減額(△は減少)	430
長期前受金戻入額	△ 803,034
受取利息及び配当金	△ 785
支払利息	133,655
固定資産除却損	4,726
未収金の増減額(△は増加)	△ 52,078
未払金の増減額(△は減少)	△ 14,180
未払費用の増減額(△は減少)	452
長期前払消費税等の増減額(△は増加)	△ 25,835
その他資産負債の増減額	6
小計	847,317
利息及び配当金の受取額	785
利息の支払額	△ 133,655
業務活動によるキャッシュ・フロー	714,447

（２）　投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得による支出	△ 1,381,408
投資その他の資産の取得による支出	△ 100,000
国庫補助金による収入	442,500
受益者負担金・分担金による収入	2,852
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,036,056

（３）　財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良企業債による収入	1,012,600
その他企業債による収入	20,000
一般会計からの出資金による収入	102,431
建設改良企業債の償還による支出	△ 903,725
財務活動によるキャッシュ・フロー	231,306
資金増加額（又は減少額）	△ 90,303
資金期首残高	2,094,619
資金期末残高	2,004,316

（消費税抜き）

令和７年度　恵庭市下水道事業会計　予定貸借対照表

（令和8年3月31日）

資　産　の　部

（単位：千円）

１　固定資産				
(1)　有形固定資産				
イ　土地		521,248		
ロ　建物	1,426,788			
減価償却累計額	△ 547,611	879,178		
ハ　構築物	35,698,724			
減価償却累計額	△ 13,282,033	22,416,692		
ニ　機械及び装置	11,105,008			
減価償却累計額	△ 6,284,657	4,820,351		
ホ　車両運搬具	1,967			
減価償却累計額	△ 1,869	98		
ヘ　工具器具及び備品	18,738			
減価償却累計額	△ 11,348	7,390		
有形固定資産合計			28,644,957	
(2)　無形固定資産				
イ　土地利用権		4,517		
ロ　施設利用権		79,091		
ハ　電話加入権		423		
ニ　ソフトウェア		1,942		
無形固定資産合計			85,973	
(3)　投資その他の資産				
イ　投資有価証券		100,000		
ロ　破産更生債権等	88			
貸倒引当金	△ 88	0		
ハ　長期前払消費税等		222,405		
投資その他の資産合計			322,405	
固定資産合計				29,053,335
２　流動資産				
(1)　現金預金			2,004,316	
(2)　未収金		237,626		
貸倒引当金		△ 138	237,488	
(3)　前払消費税等			0	
流動資産合計				2,241,804
資産合計				31,295,139

（消費税抜き）

負　債　の　部

（単位：千円）

3　固定負債			
(1)　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,520,952		
ロ　その他の財源に充てるための企業債	20,000		
企業債合計		11,540,952	
固定負債合計			11,540,952
4　流動負債			
(1)　企業債			
イ　建設改良費等の財源に充てるための企業債	923,361		
企業債合計		923,361	
(2)　未払金		171,585	
(3)　未払費用		1,201	
(4)　引当金			
イ　賞与引当金	6,945		
ロ　法定福利費引当金	1,390		
引当金合計		8,335	
流動負債合計			1,104,482
5　繰延収益			
(1)　長期前受金			
イ　受贈財産評価額	5,750,207		
ロ　補助金	16,213,475		
ハ　負担金・分担金	2,101,340		
長期前受金合計		24,065,022	
(2)　長期前受金収益化累計額		△ 10,841,677	
繰延収益合計			13,223,345
負債合計			25,868,779

（消費税抜き）

資　本　の　部

（単位：千円）

6　資本金			
(1)　資本金		4,956,911	
資本金合計			4,956,911
7　剰余金			
(1)　資本剰余金			
イ　受贈財産評価額	143,153		
ロ　補助金	36,780		
ハ　他会計繰入金	43,404		
ニ　保険差益	1,616		
資本剰余金合計		224,953	
(2)　利益剰余金			
イ　当年度未処分利益剰余金	244,496		
利益剰余金合計		244,496	
剰余金合計			469,449
資本合計			5,426,360
負債資本合計			31,295,139

（消費税抜き）

令和７年度　恵庭市下水道事業会計補正予算（第２号）実施計画明細書

支　　出

（資本的支出）

（単位：千円）

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	節 区分	節 金額	説明
1. 資本的支出			2,421,806	100,000	2,521,806			
	2. 投資その他の資産		0	100,000	100,000			
		1. 投資有価証券	0	100,000	100,000	1. 有価証券購入費	100,000	

（消費税込み）